

とする意圖を多分に認めらる。

電車部統制案中統制に關する原則

(イ) 從來、部意識を排し部中心主義を採用すること。

(ロ) 電車部役員は部全体の見地に立脚し統制力と信頼ある者を選出すること。

(ハ) 電車部役員は非業務者と候補とすること、但し非業務者は支部役員を兼任する義務を有す。

(ニ) 電車部役員は本部執行委員を兼任すること。

(ホ) 電車部常任委員は原則的に各地區より選出すること。

(ヘ) 電車部役員、選出の役員を有効ならしめるため豫め部会に於て詮衡し機關の承認を得ること。

(イ) 本部執行委員を辞任せる場合は部役員を辞任すること。

(ク) 支部幹部は失格したる場合は共済組合部会議員並に健康保険組合議員を即時辞任すること。

(リ) 各支部は部の精神並に諸決議を遵守実践すること。

(3) 支部役員改選と部会員及會議員改選

斯る間に九月三十日執行予定の電氣局共済組合部会委員の改選も

迫つた。部会委員選舉は十月三十日執行健康保険組合會議員選舉と共に、更之の役員は非業務者を兼任すること、但し非業務者は支部役員を兼任する義務を有すこととした慣例的原則の爲に、従来員全員の同心事であらうた、一統制案に於ては此點を明文化して置く。

これら兩選舉の前提となるべく、各支部役員の改選も同時に同時に行はれた。非業務干渉各節は中部嶺部大会或は幹事会に於て、部の各役員を選任した。

電車部は各支部役員選舉も終えて、十月十二日拡大委員會に於て、前の規約及統制案を満場一致可決し、電車部役員を選任し、自動車部との合流、東支統一の爲の基礎的條件を完成した。

自動車部はこれより遅れて、十月二十六日の部人会後、常任委員

会に於て役員を決定してゐる。

左に各部役員の名を記して參考に供す。

電車部

部長 内海寅吉(早稲田支部長)

副部長 鈴木一(錦糸堀支部長)

會計 牧野松太郎(廣尾支部長)